第六条の表第十一条の三の六の二第一項第一号の項を次のように改める。

第十一条の三の六の二第一項第一号	当該組合の組合員	加入者
	法第五十一条	私立学校教職員共済法第二十条第三項

第六条の表附則第三十四条の三第一項、第二項、第六項及び第七項の項、附則第三十四条の三第八項の項及び附則第三十四条の四の項を削る。

第十四条　私立学校教職員共済法施行令の一部を次のように改正する。

第六条中「第十一条の三の五第一項第五号、第三項第六号」を「第十一条の三の五第一項第十三号、第三項第十四号」に、「第十一項第四号及び第十二項第五号」を「第十一項第五号及び第十二項第五号」に改め、同条の表第十一条の三の五第一項第五号の項中「第十一条の三の五第一項第十三号」に改め、同表第十一条の三の五第三項第六号の項中「第十一条の三の五第三項第六号」を「第十一条の三の五第三項第十四号」に改め、同表第十一条の三の五第十一項第四号の項中「第十一条の三の五第十一項第四号」を「第十一条の三の五第十一項第五号」に改め、同表第十一条の三の五第十二項第五号の項中「第十一条の三の五第十二項第六号」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の六の見出し中「高額療養費」を「月間の高額療養費」に改め、同条第一項第一号中「この条」の下に「、次条」を加え、「この項及び」を「この項、次条及び」に、「国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第五項」を「同令第十一条の三の四の二第一項第一号」に改め、同項第二号中「この条」の下に「、次条」を加え、「国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第五項」を「同令第十一条の三の四の二第一項第一号」に改め、同条第三項中「次条第三項」を「第十七条の六の二の二第三項」に改める。

第十七条の六の二第一項中「前条第一項の」を「第十七条の六第一項の」に改め、同項第一号中「八万百円と、前条第一項第一号及び第二号」を「八万五千八百円と、第十七条の六第一項各号」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第二号中「この項」の下に「、第六項」を加え、「二十五万二千六百円と、前条第一項第一号及び第二号」を「二十七万三百円と、第十七条の六第一項各号」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円と、前条第一項第一号及び第二号」を「十七万九千百円と、第十七条の六第一項各号」に、「五十五万八千六百円」を「六万千五百円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「所得割を除く。」の下に「第六項第四号及び」を加え、「同号」を「第六項第四号及び同条第一項第五号」に、「生活保護法第六条第二項に規定する要保護者」を「要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。第六項第四号において同じ。）」に、「及び」を「又は」に、「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第十七条の六第二項」に、「八万百円」を「八万五千八百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同条第三項中「前条第三項の高額療養費算定基準額」を「第十七条の六第三項の高額療養費算定基準額」に改め、同項第一号中「八万百円と、前条第一項第一号イ」を「八万五千八百円と、第十七条の六第一項第一号イ」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同号ただし書中「前条第三項」を「第十七条の六第三項」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円と、前条第一項第一号イ」を「二十七万三百円と、第十七条の六第一項第一号イ」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円と、前条第一項第一号イ」を「十七万九千百円と、第十七条の六第一項第一号イ」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「第十七条の六第四項」に、「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第五項中「前条第五項の」を「第十七条の六第五項の」に、「額と」を「金額と」に改め、同項第二号中「及び」を「又は」に、「前条第五項」を「第十七条の六第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

6　前条の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　次号から第四号までに掲げる者以外の者　五十三万円

二　基準日の属する月の標準報酬の月額が八十三万円以上の自衛官　百六十八万円

三　基準日の属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の自衛官　百十一万円

四　市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（次条第七項の規定により前年の八月一日からその年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）である自衛官等又は基準日において要保護者である者であつて防衛省令で定めるものに該当する自衛官等（前二号に掲げる者を除く。）　二十九万円

第十七条の六の二を第十七条の六の二の二とし、第十七条の六の次に次の一条を加える。

（年間の高額療養費の支給要件及び支給額）

第十七条の六の二　高額療養費は、毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間（以下この条、第十七条の六の三、第十七条の六の四及び第十七条の六の六において「計算期間」という。）において、自衛官等（計算期間の末日（以下第二十四条第四号を除き「基準日」という。）において自衛官等である者に限る。以下この条、第十七条の六の三及び第十七条の六の四において「基準日自衛官等」という。）又はその自衛官被扶養者がそれぞれ自衛官等又は自衛官被扶養者として受けた療養（第十七条の七第一項の規定による給付に係る療養（第十七条の六の四において「継続給付に係る療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる金額の合算額（前条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、第十七条の八の二に規定する給付又は支給として次に掲げる金額に係る負担を軽減するための給付又は支給が行われる場合にあつては、当該給付又は支給に相当する金額を控除した金額とする。）から国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四の二第一項に規定する七十歳以上年間世帯支給総額を控除した金額（以下この条において「一部負担金等年間世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に基準日自衛官等に支給するものとし、その額は、一部負担金等年間世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額とする。

一　当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前条第一項第一号イからへまでに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあつては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万千円（国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四の二第一項第一号に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

二　当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき金額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る前条第一項第一号イからへまでに掲げる金額が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万千円（国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四の二第一項第一号に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

第十七条の六の三第一項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に改め、同条第五項中「前条第五項」を「第十七条の六第五項」に、「額と」を「金額と」に改め、同項第二号中「及び」を「又は」に、「前条第五項」を「第十七条の六第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

6　前条の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　次号から第四号までに掲げる者以外の者　五十三万円

二　基準日の属する月の標準報酬の月額が八十三万円以上の自衛官　百六十八万円

三　基準日の属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の自衛官　百十一万円

四　市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（次条第七項の規定により前年の八月一日からその年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）である自衛官等又は基準日において要保護者である者であつて防衛省令で定めるものに該当する自衛官等（前二号に掲げる者を除く。）　二十九万円

第十七条の六の二を第十七条の六の二の二とし、第十七条の六の次に次の一条を加える。

（年間の高額療養費の支給要件及び支給額）

第十七条の六の二　高額療養費は、毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間（以下この条、第十七条の六の三、第十七条の六の四及び第十七条の六の六において「計算期間」という。）において、自衛官等（計算期間の末日（以下第二十四条第四号を除き「基準日」という。）において自衛官等である者に限る。以下この条、第十七条の六の三及び第十七条の六の四において「基準日自衛官等」という。）又はその自衛官被扶養者がそれぞれ自衛官等又は自衛官被扶養者として受けた療養（第十七条の七第一項の規定による給付に係る療養（第十七条の六の四において「継続給付に係る療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる金額の合算額（前条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、第十七条の八の二に規定する給付又は支給として次に掲げる金額に係る負担を軽減するための給付又は支給が行われる場合にあつては、当該給付又は支給に相当する金額を控除した金額とする。）から国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四の二第一項に規定する七十歳以上年間世帯支給総額を控除した金額（以下この条において「一部負担金等年間世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に基準日自衛官等に支給するものとし、その額は、一部負担金等年間世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額とする。

一　当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前条第一項第一号イからへまでに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあつては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万千円（国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四の二第一項第一号に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

二　当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき金額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る前条第一項第一号イからへまでに掲げる金額が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万千円（国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四の二第一項第一号に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

第十七条の六の三第一項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」